

美瑛町LINE公式アカウント情報配信システム
構築・運用業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

美瑛町LINE公式アカウント情報配信システム構築・運用業務

(2) 業務の目的

LINEを用いることで、スマートフォン利用者を対象に一元的な情報発信を行うとともに、緊急情報の一斉通知に加え、利用者の属性に応じたプッシュ型の情報発信の強化を目的とする。また、行政の情報だけでなく、その他の団体の情報が掲載されているウェブサイトへ誘導する情報プラットフォームとしても活用する。

(3) 業務内容

別紙「美瑛町LINE公式アカウント情報配信システム構築・運用業務委託仕様書」に示すとおりとする。

(4) 本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

- ①LINEを活用したターゲットごとの効果的な情報発信の方法について
- ②LINEを活用したターゲットごとの効果的な情報発信の運用方法について

2 予算限度額

2,354,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約額や予定価格を示すものではない。提案に当たっては、上記金額を超えないものとする。

3 選定方法

公募型プロポーザル

4 参加資格

参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

(1) 基本的要件

- ①美瑛町建設工事等入札参加資格を有する者又は入札参加資格を有しない者で、次の書類を提出し、当該プロポーザルに参加することが認められた

者。

【プロポーザル参加のための確認書類】

ア商業登記簿謄本

イ納税証明書

(ア) 法人税と消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明するもの (その3の3)

(イ) 都道府県税

(ウ) 法人の市町村税

ウ財務諸表 (貸借対照表、損益計算書)

エ暴力団の排除の推進に係る宣誓書及び役員名簿

オ印鑑証明書

- ②美瑛町建設工事等入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ③会社更生法 (平成14年法律第154号) 第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) 第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④過去2年の間に国又は地方公共団体を相手方として本業務と種類及び規模をほぼ同じくする内容の契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。

(2) 業務の履行

仕様書に記載されているすべての業務を履行できること

(3) セキュリティの確保

プライバシーマークもしくは JIS27001 (ISMS) を取得した事業者であること。またデータセンターについては ISO27001 もしくは JIS27001 (ISMS) を有していること。

5 参加表明書及び会社概要書の作成及び提出

本選定に参加しようとする者は、参加表明書及び会社概要書を提出するものとする。

- (1) 提出期間 令和4年4月1日 (金) から令和4年4月18日 (月)
- (2) 提出方法 持参 (土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。) 又は郵送 (提出期限までに必着のこと。) によること。
- (3) 提出場所 美瑛町役場総務課情報管理係、広聴広報係
- (4) 提出書類 参加表明書 (様式1号)、会社概要書 (様式2号)
- (5) 提出部数 各1部

6 質問及び回答方法等

- (1) 質問の内容 仕様書、参加表明書、会社概要書及び提案書等の作成に係る質問に限るものとし、審査及び評価に関する質問は一切受け付けない。
- (2) 受付期間 令和4年4月1日（金）午前8時30分から
令和4年4月8日（金）午後5時15分まで
- (3) 提出方法 質問票（様式第3号）に必要事項を記入し、電子メールで提出する方法に限るものとする。
- (4) 提出先 美瑛町役場総務課情報管理係、広聴広報係
メールアドレス：soumu@town.biei.hokkaido.jp
- (5) 回答方法 電子メールで回答する。

7 参加資格審査・通知

提出された参加表明書類について参加資格を確認し、資格を有する者に提案書の提出を依頼する。資格を有しない者については、選定されなかった旨とその理由を通知する。

8 提案書等の提出

参加表明書及び会社概要書を提出し、要件を満たすものとして本選定への参加を認められた者は、次に定める書類を提出するものとする。

- (1) 提出書類 提案書（任意様式）、見積書（任意様式）、パンフレット等
- (2) 提出期限 令和4年5月10日（火）午後5時15分まで
- (3) 提出部数 提案書、操作マニュアル・パンフレット等は各2部
（これら以外の提出書類は各1部）
- (4) 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）によること。
- (5) 提出先 美瑛町役場総務課情報管理係、広聴広報係
- (6) その他 提出期限までに提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

9 審査、評価及び選定

(1) 選定委員会の設置

提案書等の設置、評価及び最も優れている提案者の選定は、「美瑛町 LINE 公式アカウント情報配信システム構築・運用業務選定委員会」において行う。

(2) プレゼンテーション

事業者は、プレゼンテーションを行うものとし、詳細な日時等については別途通知する。(パソコン及びプロジェクターは、各事業者が準備するものとする。)プレゼンテーションの時間は、1事業者30分(質疑応答時間10分程度を含む。)とする。なお、プレゼンテーションにおいては、提案するシステムを使用してデモンストレーションを必ず実施すること。

(3) 審査結果の通知及び公表

- ①提案の内容等を総合的に審査及び評価し、最も優れていた提案者を選定する。
- ②審査結果は、書面にて通知する。また、本町のホームページ上でも公表する。
- ③選定結果に関する質問は受け付けない。

10 その他

(1) 本選定に係る提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、各事業者の負担とする。

(2) 本選定の実施及びシステム導入等スケジュール (予定)

| 実施内容 | 実施期間等 |
|-----------------|---|
| 参加表明書及び会社概要書の受付 | 令和4年4月1日(金)午前8時30分から 令和4年4月18日(月)午後5時15分まで |
| 質問受付期限 | 令和4年4月8日(金) |
| 質問回答 | 令和4年4月15日(金) |
| 参加者選定決定通知 | 令和4年4月22日(金) |
| 提案書等の受付 | 令和4年5月10日(火) |
| プレゼンテーション | 令和4年5月13日(金) |
| 審査結果の通知 | 令和4年5月16日(月) |
| 契約締結 | 令和4年5月17日(火) |

11 問合せ先及び書類提出先

美瑛町役場総務課情報管理係、広聴広報係

〒071-0292 北海道上川郡美瑛町本町4丁目6番1号

電話：0166-92-4345 ・ FAX：0166-92-4414

Eメール：soumu@town.biei.hokkaido.jp